

意見検討結果一覧表

(案名：(仮称)岩手県主要農作物等の種子等に関する条例)

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
1	全般	条文以外	主要農作物等の優良種子を安定的に生産、供給できる体制をめざすためには、現行の要綱・要領よりも条例の方が、県としての強い意志表示となるので、今回条例を制定することに感謝する。	本条例は、本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関して必要な県の措置を将来にわたり確実に進めていくために、制定するものです。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一
2	全般	条文以外	主要農作物(稲、小麦、大豆)の優良種子を安定生産するためには、現行の要綱・要領よりも条例の方が、県としての強い意志表示となるので、条例を制定することに感謝する。	本条例は、本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関して必要な県の措置を将来にわたり確実に進めていくために、制定するものです。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一
3	全般	条文以外	この度の「(仮称)岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」素案に賛同いたします。 平成30年4月1日種子法が廃止され、法的に種子が守られていない状況を不安に感じておりました。 日本の種苗は国、そして県の財産であり、種子自体の保護や農家の生産を支援する条例が必要です。 各都道府県が種子条例を制定する中、岩手県の制定を待ち望んでおります。 この度の条例は野菜も含まれており、なおのこと良いと思います。 発案者様を始め種子条例の制定に関わる全ての皆様に感謝申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。	本条例は、本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し必要な県の措置を将来にわたり確実に進めていくために、制定するものです。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一
4	全般	条文以外	優良種子の確保は、安全・安心な農作物の生産において、重要な役割を持っていることから、岩手県が主体となって生産・普及を推進してほしい。	本条例は、本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関して必要な県の措置を将来にわたり確実に進めていくために、制定するものです。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
5	1 目的		<p>本県農業の持続的な発展と県民の健康に寄与することを目的とします。という表現を入れてはどうか。</p> <p>【理由】 農業の必要性は産業としてのみならず、人が生きていく上で大切という観点からも理解されるべきと考えます。 岩手県の農業は稼げるだけではなく、県民の健康を支えているという考えも条例にこめて頂けたらと考えます。</p>	<p>本条例の目的は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し、将来にわたり、県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することとしています。</p> <p>県民の健康は、もとより大切ではありますが、本条例の目的は、優良な種子等の生産及び普及であり、その達成手段として県の実施する措置等を定めることに主眼がありますので、このままとしています。</p> <p>なお、県民の安全で安心な暮らしの実現に寄与すること等を目的とした「食と農林水産業の振興に関する条例」において、県民参加の下、食と農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。</p>	D参考
6	1 目的		<p>目的の「優良な種子等の生産及び普及に関し」に「低廉な供給」の追加を要望する。</p> <p>【理由】 主要農作物の原種及び花き(りんどう)親株価格は、種子価格に反映され、種子生産者及び種子使用者の負担が大きくなる。</p>	<p>本条例の制定の目的は、「優良な」種子等の生産及び普及であり、「低廉な供給」を条例上保障することは困難です。</p> <p>なお、これまでも種子の生産に県が関与することにより実際、低廉な供給がなされてきたと考えておりますが、今回本条例を制定することにより、県の関与を恒久化しようとするものです。</p> <p>御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。</p>	D参考
7	1 目的		<p>「発展に寄与することを目的とします」を「発展に寄与するとともに、消費者へ安全・安心な食料の安定的な供給をはかることを目的とします」としてほしい。</p> <p>【理由】 消費者へ安全・安心な食料等を提供するという視点を加えるため。また、食料の安定供給とは、安全な食べ物と食料の確保という二つの意味を持つので。</p>	<p>「安全」は食品衛生法などの法律で規定されているものであること、「安心」は個別の主観によるところが大きいことから、目的規定に「安全・安心」を加えることは困難です。</p> <p>御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。</p>	D参考
8	1 目的		<p>目的にあるとおり、主要農作物等の安定生産・供給をはかり、本県農業を持続的に発展させるためには、優良種子の生産および普及に引き続き県が中心となり、主要農作物等の種子生産体制を堅持することが重要である。</p> <p>また、許諾料等の農家負担が増加することの懸念が払しょくされていないことから、条例が早期に制定されることを期待します。</p>	<p>本条例は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及を確実に進めていくために、制定するもので、賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p> <p>許諾料等についての御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。</p>	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
9	2 条例の対象とする農作物の範囲		奨励品種及び伝統野菜等の定義を明記するよう要望する。 【理由】 種子生産を行う品種は県奨励品種となるので「奨励品種」及び「伝統野菜等」の定義をまずもって明記してほしい。	奨励品種の定義については、「本県に普及すべき特定農作物(稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き)の優良な品種として県が決定したもの」としています。 伝統野菜等の定義については、「特定農作物のうち本県において栽培されてきた在来種の種子で知事が必要と認めるもの」としており、どちらも条文に明記しています。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一
10	2 条例の対象とする農作物の範囲		(1)・・・「(以下)「特定農作物」という。)の奨励品種」を削除。 (2)・・・「の奨励品種」を削除。 【理由】 4(1)で「奨励品種の決定」に関する項目があるため、ここでは、「農作物の範囲」についてのみの記述とし、奨励品種に関する記載は削除すべき。また、奨励品種以外の岩手県オリジナルの育成品種等を包含させるべきと考える。 さらに、対象作物の範囲として、飼料作物、工芸作物、薬用作物等は対象とする必要がないかご検討願いたい。	本条例の対象とする農作物の範囲については、具体的に定義として規定する必要がありますのでこのままとしています。 奨励品種の範囲についての御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
11	2 条例の対象とする農作物の範囲		「主要農作物等」を「主要農作物および伝統野菜等」に改めるなど表記を工夫してほしい。 【理由】 「主要農作物」「主要農作物等」という表記が似ており、条文を通読する際に理解しづらいため。	主要農作物、主要農作物等、伝統野菜等は、条例に規定する県の措置等がそれぞれ異なることから、このままとしています。 御意見は参考とさせていただきます、条文は、通読する際に理解しやすいものとするとしています。	D参考
12	2 条例の対象とする農作物の範囲		種子の生産圃場が本県にあるもの全てが対象になるのか。 【理由】 種子の流通範囲が他県にも及ぶ広域流通品種を生産する民間事業者が生産委託又は管理する圃場も種子の品位を保持するためには、範囲に含めているものと理解したい。	ほ場の検査等については、種子法施行時と同様に、県の指定を受けたほ場について行うこととしています。	Fその他
13	2 条例の対象とする農作物の範囲		奨励品種の定義を明記し、品種数を整理するよう要望する。 【理由】 種子生産は、採種する品種が多いほど異品種混入のリスクが高まるため、種子調製施設の清掃回数が増えるのでコスト増(種子価格の上昇)となる。	奨励品種の定義については、「本県に普及すべき特定農作物(稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き)の優良な品種として県が決定したもの」と規定しています。 品種数の整理の御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
14	3 基本理念	(1)	公共財とは適正価格と適正な管理等が当然含まれているので、基本理念として引き続き維持してほしい。	基本理念においては、種子等が社会との関わりにおいて有する根源的な性質として、「公共財としての側面を有する重要な農業資材である」と規定しています。 賛同の御意見として受け取らせていただきます。	C趣旨同一
15	3 基本理念	(2)	良食味、加工適性などの品種特性のみならず、地域の適性などを基に奨励品種を定めていくことが農作物の安定生産につながると考える。	本条例では、基本理念のひとつとして、「栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴が本県の自然的経済的条件に適合した主要農作物等の品種の種子等が生産され、及び普及されること」と規定しています。	C趣旨同一
16	4 県が行う施策	(1) 奨励品種の決定等	ゲノム編集の作物について、消費者がそれを選択できる情報の公開を前提にするという条件を品種の決定時に行えないでしょうか。 【理由】 現在、ゲノム編集食品について、日本国では開発の届出は行わなくて良い事になっているが、世界各国ではその対応は分かれている。 ゲノム編集による農作物への信頼性を高める上で、ゲノム編集による農作物については、しっかりと情報公開を行うことは、県民にとっても、県の農作物と取り引き先にとっても利益になると考えます。	本条例の目的は主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及であり、その達成手段として、県の実施する措置等を定めることに主眼があります。 御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
17	4 県が行う施策	(1) 奨励品種の決定等	奨励品種の決定については、必要な試験はもちろんのこと、関係機関およびJA等生産者団体との十分な協議検討を行うこと。 【理由】 平坦地帯(地域)と中山間地帯(地域)での品種による栽培適地(早晩生等)が異なるため、十分に配慮することが必要と考える。 また、種子の種類・品種・生産面積・生産量及び需給の見通し等の記載および種子産地強化計画の策定が必要と考える。	奨励品種の決定の具体的な内容については、所管部局が別に定める要綱により規定することとしています。 御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
18	4 県が行う施策	(1) 奨励品種の決定等	唐突に「特定農作物」とあるが、特定農作物とは何か。	「特定農作物」については、「稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花き」と規定しています。	Fその他

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
19	4 県が行う施策	(2) 原種・原原種生産計画の策定	原種・原原種生産計画の前に「一般種子」の追記を要望する。 【理由】 一般種子の生産計画と今後の見通しがなければ原種・原原種生産計画の策定が難しい。	県では、民間事業者の一般種子の需要見込に応じて、原種・原原種の生産計画を策定することとしており、このままとしています。 なお、本県と同様の条例を制定したほぼすべての道県においても、民間事業者の需要見込により、原種等の生産計画を策定しています。 御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
20	4 県が行う施策	(2) 原種・原原種生産計画の策定	一般種子の計画についても記載が必要ではないか。 【理由】 指定種子生産者・指定種子ほ場の確保のため。 また、技術・施設・設備の確保のため。	県では、民間事業者の一般種子の需要見込に応じて、原種・原原種の生産計画を策定することとしています。 また、種子については民間事業者からの申請によりほ場を指定し、需要に見合った生産を行うこととしており、このままとしています。 なお、本県と同様の条例を制定したほぼすべての道県においても、民間事業者等の需要見込により、原種等の生産計画を策定しています。 御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
21	4 県が行う施策	(3) 原種及び原原種の生産	優良種子を生産するためには、元となる原種、その原種を生産するための原原種を安定的に生産又は確保する必要があり、そのための支援体制の整備を図ることを要望する。 【理由】 原種、原原種に求められる要件は ①品種の正しい特性を備えていること ②充実よく、発芽力が旺盛であること ③病害虫に侵されていないこと ④夾雑物が入っていないこと ⑤含水分が適正で色沢のよいこと 併せて、低廉に供給できる体制整備を要望する。 特に、小麦、大豆の原種供給量の安定化及び花き(りんどう)親株系統の遺伝的純粋性の確保と維持ができる生産体制の整備を要望する。	原種・原原種の安定的な生産及び普及のための支援体制の整備については、重要と考えます。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
22	4 県が行う施策	(3) 原種及び原原種の生産	<p>原種及び原原種の生産について、民間事業者や農家でも生産ができることを条例に盛り込んでいただきたい。</p> <p>【理由】 条例素案では、原種及び原原種の生産は全て県が独占的に行うように読めるが、野菜などでは民間事業者による種子や苗の生産が大勢を占めていることから、民間事業者等による種子等の生産を規制しないようにする必要があるため。</p>	<p>原種・原原種の生産は、本条例の制定の有無にかかわらず民間事業者等でも生産できるものです。本条例は、主要農作物等の種子等の生産及び普及に関して県が実施する措置等について規定することとしています。</p> <p>御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考
23	4 県が行う施策	(3) 原種及び原原種の生産	<p>優良種子を生産するためには、元となる原種を安定的に供給してもらい必要があるため、安定生産又は確保するため、研究機関において体制強化を図ることを要望する。</p> <p>【理由】 種子の生産現場では、原種を使用するが天候等により再播種することがある。 代替えは出来ないため、優良原種の余裕を持った生産、確保を願う。 再播種の事例 水稲) 育苗期の発芽不良、病害 麦類、大豆) 発芽不良(天候不順)</p>	<p>原種・原原種を安定的に生産及び普及するための研究機関の体制強化については、重要と考えます。</p> <p>御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考
24	4 県が行う施策	(3) 原種及び原原種の生産	<p>一般種子の生産についても記載が必要ではないか。</p> <p>【理由】 指定種子生産者・指定種子ほ場の確保のため。 また、技術・施設・設備の確保のため。</p>	<p>一般種子については、優良な種子の生産のために、種子法施行時と同様に、指定種子生産ほ場の指定、検査、さらに指定の有無に関わらず、種子生産者に対して指導等を行っていくこととしています。</p>	C趣旨同一
25	4 県が行う施策	(4) 種子生産ほ場の指定	<p>県奨励品種を指定種子生産ほ場と指定することは、種子を使用する農家に対して健全な種子であることを徹底する観点から望ましい。 主要農作物の種子生産ほ場指定団体等の指定に係る条項の追記を要望する。</p> <p>【理由】 県奨励品種以外の種子を、検査を受検しないで流通し、発芽不良や異品種混入などのトラブルとなっている事例がある。</p>	<p>本条例では、民間事業者からの申請により県が種子生産ほ場の指定を行い、検査を実施することで、優良な種子を生産することとしています。</p> <p>種子生産ほ場指定団体等の指定に係る条文の追加は行いませんが、御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
26	4 県が行う施策	(4) 種子生産ほ場の指定	<p>県奨励品種を指定種子生産ほ場と指定することは、種子生産農家に対して優良種子生産意欲の向上の観点から望ましい。</p> <p>【理由】 県奨励品種以外の種子を、検査を受検しないで流通し、発芽不良や異品種混入などのトラブルとなっている事例がある。</p>	<p>種子生産ほ場の指定は、稲、大麦、小麦、大豆の奨励品種について行うこととしています。</p> <p>賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p>	C趣旨同一
27	4 県が行う施策	(4) 種子生産ほ場の指定	<p>優良種子の確保のためには、技術及び知識を有する生産者、生産圃場を選定するとともに、圃場検査や生産物の検査により厳格な基準を満たすことが求められる。</p> <p>また、農作物の種子由来の生育不良や病害の防止にもつながると考える。</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産のためには、そのほ場について、経営者が優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適していることが必要です。</p> <p>このため、県が申請に基づき、指定種子生産ほ場を指定し、ほ場検査及び生産物検査を行うことを規定しています。</p> <p>賛同の御意見として受け取らせていただきます。</p>	C趣旨同一
28	4 県が行う施策	(5) 指定種子生産ほ場の検査等	<p>種子生産ほ場のほ場検査及び生産物検査を旧種子法の採種ほ場審査及び生産物審査に名称の変更を要望する。</p> <p>【理由】 主要農作物種子は、最終的に農産物検査法に基づく検査を受検し、種子の規格が決定する。「検査」では、どの検査か紛らわしい。</p> <p>旧種子法では、ほ場審査・生産物審査となっていたので、種子生産者にはこちらが定着している。</p> <p>主要農作物(稲、麦類、大豆)以外の作物を規定している他の道県でも、「審査」と表現している。(北海道、栃木県など)</p>	<p>種子法が廃止された後、種子に関する検査の基準は、種苗法に移管されています。</p> <p>このため、種苗法において、「検査」という用語が用いられていること、種子法廃止後、本県では、「検査」として実施してきていること、さらに、用語の意味として、「検査」は「基準に合っているかを調べること」を指し、「審査」は、「行政庁が一定の事柄について結論を導き出すためにその内容をよく調査すること」を指すものであり、一定の諸手続きが必要と想定され、実施しようとする行為の実態を踏まえると、「検査」の方が適切と考えられることから、このままとしています。</p>	E対応困難
29	4 県が行う施策	(5) 指定種子生産ほ場の検査等	<p>種子生産ほ場のほ場検査及び生産物検査を旧種子法の採種ほ場審査及び生産物審査に名称の変更を要望する。</p> <p>【理由】 主要農作物種子は、最終的に農産物検査法に基づく検査を受検し、種子の規格が決定する。種子生産現場での「検査」では、どの検査か紛らわしい。</p> <p>旧種子法では、ほ場審査・生産物審査となっていたので、種子生産者にはこちらが定着している。</p>	<p>種子法が廃止された後、種子に関する検査の基準は、種苗法に移管されています。</p> <p>このため、種苗法において、「検査」という用語が用いられていること、種子法廃止後、本県では、「検査」として実施してきていること、さらに、用語の意味として、「検査」は「基準に合っているかを調べること」を指し、「審査」は、「行政庁が一定の事柄について結論を導き出すためにその内容をよく調査すること」を指すものであり、一定の諸手続きが必要と想定され、実施しようとする行為の実態を踏まえると、「検査」の方が適切と考えられることから、このままとしています。</p>	E対応困難

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
30	4 県が行う施策	(5) 指定種子生産ほ場の検査等	圃場検査、生産物検査について、民間事業者が委託生産又は管理する種子にも流通前に徹底されるものと理解して良いのか。 【理由】 民間事業者が委託生産又は管理して生産された種子の品位が劣るものが流通しているケースが見られること。 表示との乖離が心配される。	ほ場検査及び生産物検査については、種子法施行時と同様に、民間事業者の委託生産又は管理するもの、また、それ以外のものであっても、県に申請し、指定種子生産ほ場として指定を受けたほ場と当該ほ場において生産された種子を対象として行うものです。	Fその他
31	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	「特定農作物のうち」を削除。 【理由】 先に提案させていただいた「2 条例の対象とする農作物の範囲」の内容の一部削除に伴い、「特定農作物」としての限定は不要と考える。	本条例の対象とする農作物の範囲について、具体的に定義として規定する必要がありますので、このままとしています。 条例制定後は、わかりやすい説明に努めていきます。	D参考
32	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	「伝統野菜等の種子の保存」を「 <u>伝統野菜等の種子等</u> の保存」としてほしい。 【理由】 伝統野菜等の中には、塊茎・根茎部など栄養繁殖により増殖される作物が多いため。	伝統野菜等の種子の保存については、保存設備や技術的な観点から、種子以外のものを対象とすることは困難であり、このままとしています。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。	D参考
33	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	「の種子で知事が必要と認めるものの保存」を「の種子等について調査を図り知事が必要と認めるものの保存」としてほしい。 【理由】 従来は保存されていなかった伝統野菜を掘り起こして活かす視点を加えるため。	伝統野菜等の種子の保存については、保存設備や技術的な観点から、種子以外のものを対象とすることは困難であり、このままとしています。 伝統野菜等の所在については、既に調査済みであり、さらなる掘り起こしについては、条例の運用にかかわることと考えられます。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。	D参考
34	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	この条例案の内容文において、「知事が必要と認めるもの」の表現を削除すべきです。 【理由】 岩手県知事がゲノム編集種子および在来種のゲノム編集種子を認める人物であった場合、「平成15年法律第97号」に規定されていないゲノム編集種子が岩手県内に定着する可能性があるからです。岩手県知事の許可は排除して、「岩手県内の全ての在来品種を保存する」という点を「県が行う施策」の第一に位置づけるべきです。奨励品種よりも在来品種を優先して保存し、「普及すべき特定農作物は在来種に限定する」という基本方針を明記すべきです。	伝統野菜等の種子の保存については、その適否又は要否について個別具体的な判断を要することから、このままとしています。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部に申し伝えます。	D参考

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
35	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	我が県の貴重な伝統野菜の種子の保存について明記していただきたい。 「保存に努めること。」→「保存すること。」	伝統野菜等の種子の保存については、生産農家等の方の御協力も必要となることから、「保存に努める」としています。 御意見の内容については、参考とするよう、所管部局に申し伝えます。	D参考
36	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	唐突に「特定農作物」とあるが、特定農作物とは何か。	「特定農作物」とは、条例の対象とする農産物である、稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花きを規定しています。	Fその他
37	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	種子の保存は伝統野菜に限らず、在来の主要農作物等についても貴重な遺伝資源の保存の観点から必要ではないか。	種子の保存の対象は、稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花きの在来種としており、伝統野菜以外も対象としています。	C趣旨同一
38	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	今回の条例案で最も優れている点のひとつが、在来種の保存に努めるとした、この部分にあると思う。ぜひ、この部分は残していただきたい。	伝統野菜等については、奨励品種の決定、原種及び原種の生産等の措置を実施するに当たって必要となる本県の基礎的な資源として、種子の保存に努めることとしています。 賛同の御意見として、受け取らせていただきます。	C趣旨同一
39	4 県が行う施策	(7) 伝統野菜等の種子の保存	この項目を入れるのは大賛成。 山形県では山形大学の先生とイタリアンシェフにより、伝統野菜の掘り起こしが進み既に定着して久しい。秋田でも先日「秋田の伝統野菜」という出版物を見かけた。 対して、岩手県では県内の伝統野菜を網羅把握しているのか。 条例に基づき、まず全県調査をすべきではと思う。 全国の伝統野菜を集めた本に、岩手県の優れた品種がたくさん紹介されている。県としてももっとアピールして欲しい。 そして保存、継承に努めて頂きたい。	伝統野菜等については、奨励品種の決定、原種及び原種の生産等の措置を実施するに当たって必要となる本県の基礎的な資源として、種子の保存に努めることとしています。 また、伝統野菜等の所在については、既に全県を対象とした調査を行っています。 さらなる掘り起こしについては、条例の運用にかかわることと考えられますので、御意見の内容について、所管部局に申し伝えます。 賛同の御意見として、受け取らせていただきます。	C趣旨同一
40	4 県が行う施策	(8) 普及啓発	「普及啓発」については条文の文言にかかわる普及にとどまらず、種子事業について広く県民の理解を深めるものとしてほしい。 【理由】 県がこれまで行ってきた種子事業を改めて条例として根拠づける点で条例そのものの普及啓発も重要であるが、現行の種子事業について十分に知られていない実態もあるため。	この条例に規定することによって、県民に対して必要な普及啓発を行うよう努めることとしています。 御意見の内容については、条例の運用に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
41	4 県が行う施策	(8) 普及啓発	農家だけでなく、消費者の関心も高いと思料されることから、普及啓発について明記していただきたい。 「行うよう努めること。」→「行うこと。」	普及啓発をするための事業及びその予算については、その必要性、妥当性等が検討され、必要な予算が議決された上で、決定されるものであるため、努力規定としたところであり、このままとしています。 御意見の内容については、参考とするよう、所管部局に申し伝えるとともに、県議会としても、県の施策の実施について注視していきます。	D参考
42	4 県が行う施策	—	育種について、県が予算確保するというを施策で行って頂きたい。 【理由】 現在の条例案では、県は候補となる品種から奨励品種を決められるが、県オリジナルの品種をつくることから退くように読める。生工研等が持っているデータは県の財産で、これを活用した品種改良を推進する施策を盛り込むべきと考えます。	本条例の目的は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及を図ることであり、育種については、目的とするところではないため、規定していません。 県のオリジナル品種の開発は、特定の条例を根拠に行ってきたものではなく、本条例の制定により、品種開発を取り止めすることを意味するものではありません。 なお、御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
43	4 県が行う施策	—	原種・原原種、種子生産、指定、検査等の一連の流れについて、対象が「特定農作物」、「主要農作物」、「主要農作物等」が混在するので整理が必要ではないか。	県が実施する措置等については、「特定農作物」、「主要農作物」、「主要農作物等」で異なることから、それぞれの定義を規定し明記しています。	C趣旨同一
44	5 県の施策の推進	(1) 財政上の措置	主要農作物等の種子生産体制が堅持され、県の役割が十分に発揮されるためにも、財政上も十分に措置されることを強く要望します。 また、条文では、「講ずることとします。」と明記していただきたい。	具体的な事業の予算措置については、その必要性、妥当性等が検討された上で、その都度、個別に議決、決定されるものであることから、このままとしています。 御意見の内容については、参考とするよう、所管部局に申し伝えるとともに、県議会としても、県の施策の実施について注視していきます。	D参考
45	5 県の施策の推進	(1) 財政上の措置	文中の【努めることとします。】とは財政措置が【無い場合もある。】と示唆しているかに捉えられるがこの文言を修正すべきと考えます。 【理由】 優良な種子等の確保や試験を恒久的に行うには、財政措置(予算)について、毎年、必要な財政措置を行うよう文言記載するべきではないかと考える。 また、岩手県以外で生産されている優良種子も県内でも栽培されており、各都道府県の財政状況によっては、種子生産量が不安定となり、安定的な供給ができなくなり、特定の民間企業の寡占状態となり価格高騰も想定されるため全国的な対応が必要と考える。	具体的な事業の予算措置については、その必要性、妥当性等が検討された上で、その都度、個別に議決、決定されるものであることから、このままとしています。 御意見の内容については、参考とするよう、所管部局に申し伝えるとともに、県議会としても、県の施策の実施について注視していきます。	D参考

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
46	5 県の施策の推進	(1) 財政上の措置	<p>主要農作物種子の調製施設で機械の更新等が可能な事業を要望する。 主要農作物の原種価格は、現状程度を維持できるよう要望する。 【理由】 主要農作物種子の調製機械は日々進歩しており、色彩選別も可能となり、一部の県では4kg入り小袋の供給となっている。 既存施設に最新の機械を追加整備等が可能な事業を要望する。</p>	御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。	D参考
47	5 県の施策の推進	(1) 財政上の措置	<p>種子法廃止により、政府はあてにできなくなったのだから、事業の継続には県による財源確保が必須ではないか。 文言が「努める」では心配である。 将来にわたっての経費の確保を条例には明記すべきと思う。</p>	<p>具体的な事業の予算措置については、その必要性、妥当性等が検討された上で、その都度、個別に議決、決定されるものであることから、このままとしています。 御意見の内容については、参考とするよう、所管部局に申し伝えるとともに、県議会としても、県の施策の実施について注視していきます。</p>	D参考
48	その他	—	<p>他県の事例として、「種子生産団体の指定」に関する項目があり、奨励品種の安定的な生産、供給、備蓄のため、以下の例を参考に項目の追加について、ご検討いただきたい。</p> <p><広島県主要農作物等種子条例> (種子生産団体の指定) 第6条 知事は、法人その他の団体であって、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、指定種子生産団体として指定する。 1 奨励品種の種子に係る需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務 2 奨励品種の種子の品質の確保及び安定的な種子の生産、供給並びに備蓄に関する業務 3 前2号に掲げる業務に附帯する業務 4 その他知事が定める業務</p>	<p>本条例は、種子法廃止の趣旨を踏まえ、県と民間事業者が総力を挙げて優良な種子を安定的に生産することとしており、特定の団体を指定しないことが適当であると考え、条文への追加は行いませんが、今後とも関係団体と連携・協力していきます。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考
49	その他	—	<p>農林水産省の通達によって種苗法の実施上の改正が行われており、いわゆる「F1種子」「一代雑種」以外の種苗は現実には作付け出来ない状況が生まれている。この状況にどのように対応するのか。今回の素案内容で国の種苗法の実施上の改正に対抗できるとは到底考えられない。各都道府県のブランド農作物・輸出用の奨励品種として「一代雑種」が良しとされている国の政策にどう対抗していくのか。岩手県としては現状をよくよく精査の上で条例案の内容をキチンとゼロベースで考え構築してほしい。種子法廃止法施行からかなりの時間が経っており、現状では地方自治体の対抗策が困難な程に様々な農家への規制がかかっている。</p>	<p>本条例の目的は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及を図ることであり、種苗法の改正等への対応とは目的が異なりますのでこのままとしています。 御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
50	その他	—	<p>今まで行っていた試験場や研究センター等での開発について、この条例では触れないのか。いずれ民間に移行する考えであり、県は手を引く考えなのでしょうか。</p> <p>それとも別の建て付けで保護されるのか。</p> <p>国が放棄しても県では続けて欲しい。続けるべきと思う。</p> <p>育種は継続が必要、中断する事ないようにしっかり予算措置もして頂きたい。</p>	<p>この条例の目的は、主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及を図ることであり、品種開発は、この条例の目的とするところではないことから触れておりませんが、このことは、県が品種開発をやめることを意味するものではありません。</p> <p>御意見の内容については、県の施策に関する意見として、所管部局に申し伝えます。</p>	D参考

※「決定への反映状況」欄は、次に掲げる区分により記載

区分	内容
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)